

法律家のための税法知識

第9回 特別清算による不良債権償却について損金算入が否認された事例

東京地裁平成29年1月19日判決(判例タイムズ1465号151頁)

税務特別委員会 委員 大澤 康泰 (59期)

1 事案の概要(簡略化している)

企業グループの財務改善計画の一環で、子会社の一つ(以下「本清算子会社」という)が、親会社等に對するもの以外の全債務を含む全事業(それ自体債務超過)を別の子会社に無償譲渡(以下「本事業譲渡」という)した後に解散し、特別清算手続内の個別和解で、親会社等が全債権(約9.9億円)を放棄した(以下「本件債権放棄」という)。

親会社がその償却額を損金算入して法人税を申告したところ、課税庁が当該償却額は寄附金に該当するとして、法定限度額超過分の損金算入を否認して法人税更正処分をしたため、それを親会社が争った事例である。

裁判所は、第一審及び控訴審(東京高判平29.7.26)とも、同様の理由で当該処分を是認した。

2 関連する法令及び通達の規定等

(1) 金銭債権の「貸倒れ」に関する法人税法(以下「法」という)の定め

ア 金銭債権は、その全部又は一部の回収が法律上不能となった場合(「法律上の貸倒れ」と、そうでないが債務者の無資力等で事實上不能となった場合に償却される。それぞれ、回収不能部分の消滅に伴う貸倒れ損と、債権の実質価値減少に伴う評価損と整理でき、どちらも本来は法人所得計算上の損金となる(法22条3項3号)。

イ ただ、貸倒れ損のうち債権放棄等によるものは、「經濟的利益の無償供与」として「寄附金」とされ、原則として損金算入が制限される(法37条1項本文、同条7項本文)。この制限された部分の損金算入の機會は永久に失われる。

もっとも、「廣告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利

厚生費とされるべきもの」は寄附金から除かれる(同条1項括弧書)。裁判例は、この「」内は例示で、通常の經濟取引として是認できる合理的理由があるもの一切を含むとするものが多い(大阪高判昭53.3.30、東京地判平21.7.29、東京地判平26.1.24等)。

ウ また、評価損は、債権全額の回収不能が客観的に明らかで、債権の消滅と同視できる場合(「事實上の貸倒れ」)を除き(最判平16.12.24民集58.9.2637。いわゆる興銀事件最判)、確定損失ではないとして損金不算入となる(法33条1項)。この場合、稅務会計上の債権価額は償却前の額に戻され(同条6項)、将来の損金算入の機会が残ることになる。

エ 以上から、債権償却額の損金算入はcase 1:債権者の処分行為によらない法律上の貸倒れ、case 2:經濟合理性のある債権者の処分行為による法律上の貸倒れ、case 3:事實上の貸倒れ、の場合のみ可能と解される。

(2) 上記に関連する法人税法基本通達(以下「通達」という)の定め

ア 「金銭債権の貸倒れ」の款

(ア) 損金算入要件として債権消滅事由を列挙する通達9-6-1が法律上の貸倒れに係るもので、うち(1)更生計画又は再生計画の認可決定、及び(2)特別清算に係る協定の認可決定は、case 1の例示の趣旨と明らかである。

他方、(3)法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定、及び(4)債務者の財務超過が相当期間継続し、弁済を受ける見込みのない場合の書面による債権放棄は、case 2の判断基準を示す趣旨と考えられる。

(イ) また、損金算入要件として債務者の無資力等と全額の回収不能の明白性を掲げる通達9-6-2は、

case 3の判断基準を示す趣旨と解される。

イ 「寄附金の範囲等」の款

(ア) 通達9-4-1は子会社等の整理等の場合の追加損失回避等の相当な理由からの、通達9-4-2は子会社等の再建の場合の合理的な再建計画に基づく等の相当な理由からの、やむを得ずした経済的負担は寄附金に該当しないとする（なお、この「子会社等」は取引先等までを含む概念である）。従って、これもcase 2の判断基準となると解される。

ただし、いわゆる第二会社方式での事業再生等、整理等と再建の区分は必ずしも明確ではなく、国税庁の質疑応答事例でも、両通達の相当の理由の有無につき、概ね同一の判断基準が示されている。

3 本判決の判旨及びその検討

(1) 判旨

概ね、以下のように整理される。

ア 本件債権放棄は、法令で合理性が担保されている特別清算に係る協定の認可決定ではないから、通達9-6-1(2)の適用はない。

イ 譲渡事業の損益が改善傾向にあり、銀行に即時の不良債権処理を求められた等もない本件では、債権全額が回収不能であったとはいえないから、興銀事件最判に照らし、通達9-6-1(4)の適用はない。

ウ 債権全額が回収不能ではなかった状況でした本件債権放棄は、やむを得ずしたとはいえないから通達9-4-1の適用はない。

エ 本件債権放棄は本清算子会社解散後のもので、「再建」の場合とはいえないし、仮に「再建」の場合であったとしても、やむを得ずしたとはいえないから通達9-4-2の適用はない。

(2) 検討

ア 本件はcase 1ではないから判旨アの結論は妥当だが、理由は不当と考える。例えば債権者1名の特別清算（本件もそれに準ずると伺われる）の合理性が、協定型と個別和解型で異なるとは到底考えられない（なお、債権者複数の場合も大差ない。会社法565条ただし書を参照）。

イ 判旨イが、「債権の全部又は一部」の法律上の貸倒れに係る通達9-6-1の適用を、事実上の貸倒れに係る興銀事件最判の「全額の回収不能を要する」との判示を援用して否定した点と、本件事業譲渡後における債権の回収可能性を無視した点も不当と考える。子会社間の本件事業譲渡は親会社の処分行為とは解し得ないから、本件債権放棄の寄附金該当性は、その実行時の状況のみで定まる解されるからである（なお、本件では争われていないが、本件事業譲渡で事実上の貸倒れが成立したともいえたのではないかと考える）。

ウ 判旨ウ及びエについては、判旨イに関する指摘がそのまま妥当する他、判旨エで形式的に「解散後だから再建ではない」とした点は、第二会社方式等による再建を無視しており不当であるとも指摘できる。

4 実務への指針

以上の通り、本判決の論理はかなり怪しいもので、それによって9億円超の損金算入の機会を永久に失わせたのは不当という他ないと考える（興銀事件最判の争点は、損金算入が当年度か次年度かの点に過ぎなかった）。しかし、それを高裁もほぼ丸呑みで是認している以上、これが税務訴訟の現実であり、追従判決が出る可能性が十分にあると認識しておく必要がある。

そのため、今後、債権償却額の損金算入を意図した特別清算については、不確実要素が多々ある個別和解型ではなく、協定型を選択すべきと考える。